

身体拘束最小化に関する掲示事項

1 身体拘束を行わない基本方針

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、安全を確保しつつも、身体拘束は原則として行わない方針です。職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を正しく理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない医療の提供に努めます。

2 当院における身体拘束の対象となる用具や行為

1. ミトン型の手袋を装着し、手指の運動を制限する。
2. 車いすから転倒、ずり落ち防止のために車いすベルトで身体を固定する。
3. 点滴やチューブ類の自己抜去防止のために介護服（つなぎ服）を着せる。
4. ベッドからの転倒による骨折や受傷防止のためにベッド柵を4点で囲む。
5. その他、行動を制限する行為

3 身体拘束の実施状況

当院における身体拘束の実施状況は以下の通りです。

- ・対象期間 2026年5月1日～2026年7月31日
- ・身体拘束の実施率 **12.1%**

実施率3%以下を目指し、身体拘束をしない医療の提供に取り組んでいきます。

4 身体拘束最小化のために実施している取り組み

当院では、身体拘束を廃止するため以下の取り組みを実施し、身体拘束を検討する可能性のある患者様の入院を制限せず、拘束の可能性のある患者様に対し、当院の方針、身体拘束によるリスク、しない事のリスクを説明します。

・多職種チームの設置

医師、看護師、薬剤師、介護福祉士等による身体拘束最小化チームを設置し、定期的なカンファレンスを実施しています。

・代替案の検討

身体拘束を行わなければならない緊急やむを得ない場合において、まずは代替案（環境の整理、離床センサーの活用など）を多職種で検討しています。

・職員教育・研修

患者様に関わる職員を対象に、身体拘束の最小化と廃止に関する研修を年に2回以上開催し、意識向上を図っています。

2026年5月1日
青葉病院 院長